

生駒市水道事業経営健全化計画(平成19年度～23年度)

1 経営健全化計画の目的

地方公営企業である水道事業は、常に企業の経済性を発揮して運営しなければならないことから、過去幾度となく高率借入れにかかる企業債の繰上償還などを行い、経営の合理化を図ってきましたが、近年、長引く景気の低迷や節水意識の高揚などから水需要が低迷している反面、地震等の自然災害に対するライフライン機能の強化に要する経費に加え、老朽化した水道施設の更新が、急務となることが懸念されるなど水道事業を取り巻く環境は、非常に厳くなることが予想されます。

このような状況の中で、「安心して安全な水道水の安定供給」を維持するための健全財政を実現するために、経営健全化計画を作成いたしました。特に今回の計画は、国の施策である公的資金補償金免除繰上償還を行うために作成・公表を義務付けられたものでもあり、平成19年度から23年度の5年間の計画を作成いたしました。

2 経営健全化の取組み

財政の健全な運営を行っていくために、以下の計画と目標数値を設定いたしました。

(1) 職員定員の適正化を図り、人件費を抑制します。

平成19年3月に策定した生駒市定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日現在の職員数47人を、退職者の補充を極力抑えるなどにより、5年後の平成22年度には42人（5人、10.6%）以下とし、人件費を平成18年度と比較して約3,100万円削減することを目標とします。



(2) 企業債の繰上償還を行い、支払利息の負担を軽減します。

平成19年度から平成21年度までに実施される公的資金補償金免除繰上償還（約5億9千万円）を行い、約1億4,200万円の支払利息の軽減を図ります。



(3) これらにより、さらなる経営基盤の強化を図り、水道水の安定供給に努めます。